

水産業協同組合法施行細則に関する事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除くほか、水産業協同組合法施行細則（昭和26年秋田県規則第19号。以下「細則」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の表の左欄に掲げる細則の規定による同表の中欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

細則の条項	細則の見出し	様式
第3条	資源管理規程の設定(変更)の認可の申請等	様式第1号
第4条	資源管理規程の廃止の届出	様式第2号
第5条	役員選挙の終了の届出	様式第3号
第6条	役員就任の届出等	様式第4号
第7条	監査の報告	様式第5号
第8条	一時理事の職務を行うべき者の選任等	様式第6号
第9条	定款の変更の認可の申請	様式第7号
第10条	定款の変更の届出	様式第8号
第11条	總會(総代会)の終了の届出	様式第9号
第12条	設立の認可の申請	様式第10号
第12条の2	漁業生産組合の成立の届出	様式第10号の2
第13条	解散の届出	様式第11号
第14条	解散の決議の認可の申請	様式第12号
第15条	組合の事業を廃止していない旨の届出	様式第13号
第15条の2	組合の継続の届出	様式第13号の2
第16条	合併の認可の申請	様式第14号
第16条の2	漁業生産組合の合併の届出	様式第14号の2
第16条の3	漁業生産組合の組織変更の届出	様式第14号の3
第17条	権利義務の承継の認可の申請	様式第15号
第18条	清算終了の届出	様式第16号
第19条	登記に関する届出	様式第17号
第20条	検査の請求	様式第18号
第21条	身分を示す証明書の携帯等	(本文内)
第22条	決議(選挙、当選)の取消しの請求等	様式第19号

附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行する。

この要領は、平成22年6月15日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。